

通達甲（警・教・術1）第5号

昭和41年3月9日

存 続 期 間

部長、参事官
各 殿
所属 長

警 務 部 長

警視庁警察礼式実施要領の制定について

〔沿革〕 昭和46年4月 通達甲（警・教・術1）第8号

52年1月 同第1号

63年9月 同第5号

平成 6年3月 同第2号

12年8月 同（副監・総・企・調）第14号改正

警視庁警察官の礼式については、従来、警察礼式（昭和29年国家公安委員会規則第13号）によつて実施してきたのであるが、なおいつその徹底を期するため、別添のとおり警視庁警察礼式実施要領を制定し、本年3月20日から実施することとしたから、次の事項に留意し、部下一般に周知徹底を図り、実施上誤りのないようにされたい。

命によつて通達する。

記

1 趣旨

警察礼式については、最近実施上一部に疑義が生じ、またはその解釈を誤る等のため、諸制式がやや粗略に流れ、あるいは正しく実行されず、各人思い思いのままに個癖化する

など、礼式の実施に好ましくない面が見受けられた。

このような状況にかんがみ、警察礼式について、その時、場所、状況等の実情に合わせて具体的にその要領を定め、もつて実施上の統一を図るとともに、礼式を根底とした力強い団結によつて警察組織における親和協調の実をあげようとするものである。

2 要旨

警察礼式を敬礼と礼式に大別し、敬礼については個人の敬礼と部隊の敬礼に分け、それらの敬礼を行なう場合、その実情に合わせて、行なうべき場合と行なわない場合を例示し、また、正規の方法によらないことができるときと省略することができるときに分け、さらに、新たに、旗手の敬礼と国旗に対する敬礼を定めた。

礼式については、従来行なわれていた要領をさらに具体的に明らかにするとともに、従来定めのないなかつた優勝旗、優勝杯等の受け方および返還の場合、宣誓書等を読む場合ならびに玉ぐしのささげ方、焼香のし方等儀式の礼式その他の礼式について、それらの基準となるべき要領を新たに定め、礼式を各自の身近のものにした。

別添

警視庁警察礼式実施要領

目次

第1 総則

1 用語の意義

- (1) 部隊
- (2) 上官
- (3) 受礼者

2 警察礼式の種類

第2 敬礼

1 敬礼の本旨

2 敬礼の通則

- (1) 敬礼の一般的原則
- (2) 室内外の別
- (3) 敬礼の種類

ア 各個の敬礼

イ 部隊の敬礼

ウ 旗手の敬礼

(4) 敬礼の方法

ア 拳手注目の敬礼

イ 室内（15度）の敬礼

ウ 45度の敬礼

エ 警棒の敬礼

オ 目礼

カ 注目の敬礼

キ かしら～右（左）の敬礼

ク 目迎目送

(5) 答礼

ア 答礼の原則

イ 部隊に対する答礼

3 各個の敬礼

(1) 制服員の敬礼

(2) 私服員の敬礼

(3) 各個の敬礼を行なう場合

ア 上官に対する報告等の前後の敬礼

イ 相互の敬礼

ウ 2人以上の上官に対する敬礼

エ 行進、歩行中の敬礼

オ 乗車（船）勤務員等の敬礼

カ 部隊に対する敬礼

キ 公判廷等室内で着帽のままの勤務員の敬礼

ク 正規の方法によりがたい場合の敬礼

(4) 敬礼を行なわない場合

ア 職務上随従するとき

イ 儀式に参列したとき

ウ 警衛警護のとき

エ 押送、捜査等のとき

オ 車両運転、操船のとき

カ 警備実施のとき

(5) 敬礼の省略

ア 同一室内で勤務する上官に対する敬礼

イ 室内で執務中の敬礼

ウ その他特別の場合の敬礼

4 部隊の敬礼

(1) 行進間の敬礼

(2) 上官に対する部隊の敬礼

(3) 制私服混合の部隊で私服員が着帽の場合

(4) 敬礼を行わない場合

5 その他の場合の敬礼

(1) 訓練（作業）中の敬礼

(2) 講堂等における敬礼

6 旗手の敬礼

第3 辞令書、命令書等を受ける場合の礼式

1 室内

(1) 上官の室にはいる場合

(2) 辞令書等を受ける場合

(3) 命令等を受ける場合

(4) 2人以上で辞令書等を受ける場合

(5) 室内にはいる場合の脱帽の時機

2 室外

(1) 辞令書等を受ける場合

(2) 命令等を受ける場合

(3) 2人以上で辞令書等を受ける場合

第4 国旗に対する礼式

第5 儀式における礼式

1 儀式の礼

2 優勝旗等の受け方、返還の要領

3 宣誓書等を読むときの要領

4 神前、仏前の礼

5 脱帽の時機と帽子の持ち方

6 玉ぐしのささげ方

7 焼香のし方

8 献花のし方

第6 その他の礼式等

1 自動車に乗降する場合

- 2 乗船する場合
- 3 エレベーターに乗降する場合
- 4 上官に同行する場合
- 5 狭あいな場所の場合
- 6 呼称の要領

第7 留意事項

- 1 部外者に対する配慮
- 2 この実施要領に定めのない場合

第1 総則

1 用語の意義

(1) 部隊

「部隊」とは、指揮官のある警察職員（以下「職員」という。）の、隊伍〔ご〕をいう。
（警察礼式（昭和29年国家公安委員会規則第13号（以下「規則」という。）第3条））

(2) 上官

「上官」とは、階級または職制上上位の警察官または一般職および一般職の職名等設置規程（昭和34年7月28日訓令甲第11号）に定める上位の職にある一般職員をいう。

(3) 受礼者

「受礼者」とは、敬礼を受ける者をいう。（規則第3条）

2 警察礼式の種類

警察礼式は、職員個人の礼式および部隊の礼式とし、職員個人の礼式は、室内の礼式および室外の礼式とする。（規則第4条）

第2 敬礼

1 敬礼の本旨

敬礼は、至誠の念をもつて行なうべきであつて、粗略に流れ、または形式に墮してはならない。（規則第5条）

2 敬礼の通則

(1) 敬礼の一般的原則

- ア 職員およびその部隊は、特に定めがある場合のほか、上官に対して敬礼を行ない、上官はこれに答礼し、同級者は互いに敬礼を交換しなければならない。(規則第6条)
- イ 敬礼は、受礼者が明らかに認めうる距離において、相手に対して注目して行なうものとする。
- ウ 敬礼を行なう者は、受礼者の答礼の終わるのを待つて旧姿勢に復するものとする。
(規則第6条)

(2) 室内外の別

- 廊下、車内、短艇内等においては、通常、室外の敬礼を行なうものとする。
(規則第4条)

ただし、室内で勤務している者が同一敷地内の廊下、中庭、屋上等に所用のため、往来する場合で着帽しないときは、室内の敬礼を行なうものとする。

(3) 敬礼の種類

ア 各個の敬礼

「各個の敬礼」とは、職員が個々に行なう敬礼をいい、その種別は、挙手注目の敬礼、室内(15度)の敬礼、45度の敬礼(最敬礼、拝礼)、警棒の敬礼および目礼とする。

イ 部隊の敬礼

「部隊の敬礼」とは、部隊の行なう敬礼をいい、その種別は、注目の敬礼、かしら~右(左)の敬礼および目迎目送の敬礼とする。

ウ 旗手の敬礼

「旗手の敬礼」とは、旗手が旗を持つて行なう敬礼をいう。

(4) 敬礼の方法

ア 挙手注目の敬礼

挙手注目の敬礼は、原則として受礼者の前約6歩の所(状況により適宜の位置)で、受礼者に向かつて姿勢を正して注目し、右手を上げて行なうものとし、その要領は次のとおりとする。(規則第21条)

- (ア) 手指のほうがひじより先に、体側前方斜め約45度の線(直路)を通るように活ばつに上げる。

- (イ) ひじをうしろに引かないで、横（体側）へ上げる。
- (ウ) 指を接して伸ばす。
 - a おや指を曲げるような気持で人さし指につける。
 - b たなごころをわん曲させない。
- (I) 人差し指と中指の間を、帽子の前ひさし右端の付け根（女性警察官は、制帽を着用の場合は人差し指の先を前額部右端より約2センチメートル前）に当てる。
（規則第21条）
- (オ) 手首を曲げないで、ひじは肩の方向に、ひじの内側先端が胸とほぼ平行になるように、ひじと肩がほぼ同じ高さになるように上げる。

イ 室内（15度）の敬礼

- 室内の敬礼は、原則として受礼者の前約3歩の所で受礼者に向かつて姿勢を正し、注目して行なうものとし（受礼者との間に机があるときは、机の手前から約3歩に位置する。）その要領は次のとおりとする。（規則第14条）
- (ア) 右手は、帽子の前ひさしをおや指を内にして、はさむようにして持ち、内側が前方から見えないように内ももに向けて垂直に下げる。
 - (イ) 左手は、垂直に伸ばして、ズボン又はスカートの縫い目に添える。
 - (ウ) かしらを正しく上体の方向に保つたまま、上体を活ぱつに約15度前に傾けて行ない、なおるときは、活ぱつに上体をおこして受礼者に注目する。
 - (I) 女性警察官の帽子の持ち方は、制帽の記章を前方にし、内部を体側に付け、親指を外にして、手の平で制帽の右縁を外側から内側に包むようにしてかかえる。

ウ 45度の敬礼

45度の敬礼は、「最敬礼」および「拝礼」とし、かしらを正しく上体の方向に保つたまま、体の上部を約45度前に傾けて行ない、その要領は室内の敬礼の場合に準じて行なう。

エ 警棒の敬礼

警棒を手を持つて行う敬礼（以下「警棒の敬礼」という。）は、受礼者の前約6歩の所で受礼者に正対して注目し、ひじを張らないで、つりひもの結着部が付いている側のつばの先端部をあごの方に向くように警棒を握つたこぶしを活発にあごの前方に上げ、手首を曲げないで、親指の第1関節があごの前方約10センチメートル、

警棒が身体と15度になるように前に傾けて行う。(規則第21条)

オ 目礼

目礼は、受礼者に顔を向け、注目したまま上体を軽く前に傾けて行なう。

カ 注目の敬礼

注目の敬礼は、まず隊列を正し、次の要領で行なう。(規則第31条)

(ア) 指揮官の「注目」の号令で受礼者に対し指揮官は拳手注目または警棒の敬礼を行ない、隊員は一せいにかしらを向けて注目し、「なおれ」の号令で旧に復する。

(イ) 指揮官が私服員の場合は、隊員とともに注目または警棒の敬礼を行なう。

キ かしら - 右(左)の敬礼

かしら - 右(左)の敬礼は、まず隊列を正し、次の要領で行なう。(規則第31条)

(ア) 一般の場合

a 受礼者が隊列から約8歩の所に来たとき、指揮官の「かしら - 右(左)」の号令で、受礼者に対し、指揮官は拳手注目または警棒の敬礼を行ない、隊員はかしらを一せいに右(左)に向けて注目し、「なおれ」の号令で旧に復する。

b 指揮官が私服員の場合は、隊員とともに注目または警棒の敬礼を行なう。

(イ) 儀式の場合

受礼者が隊列から約8歩の所に来たとき、指揮官の「かしら - 右(左)」の号令で、受礼者に対し、指揮官は拳手注目または警棒の敬礼を行ない、隊員は、一せいにかしらを約45度右(左)に向け、「なおれ」の号令で一せいになおる。

ク 目迎目送

目迎目送は、受礼者が隊列の右(左)端から約8歩のところに来たとき、指揮官の「かしら - 右(左)」の号令で、受礼者に対し、指揮官は拳手注目または警棒の敬礼を行ない、隊員は一せいにかしらを約45度右(左)に向け、受礼者が移動して視線にはいつた以後は受礼者に正しく注目して目迎し、反対方向に約45度まで目送し、「なおれ」の号令で一せいになおる。

(5) 答礼

ア 答礼の原則

敬礼を受けたときは、何人に対しても特に定める場合を除いて、必ず答礼を行わなければならない。ただし、状況によつては目礼をもつて代えることができる。

(規則第8条)

イ 部隊に対する答礼

部隊に対する答礼は、原則として指揮官に対して行なう。(規則第24条)ただし、点検、室外の訓示、警備出勤の前後等においては、そのときの状況により部隊全員に対して行なうことができる。このときの答礼の方法は、まず上体を指揮官の方に向けながら敬礼し、そのまま左翼列員まで上体を回し、再び正面にもどして敬礼を終わる。

3 各個の敬礼

(1) 制服員の敬礼

制服警察官の行なう敬礼は、次のとおりとする。

ア 着帽している場合は、拳手注目の敬礼、警棒の敬礼または目礼とする。

イ 脱帽している場合は、室内(15度)の敬礼、警棒の敬礼、45度の敬礼または目礼とする。

ウ 一定の制式によつて統一された作業衣、略衣、出勤衣、災害救助服等を着用している場合は、前アおよびイに準ずる。

(2) 私服員の敬礼

ア 私服警察官および一般職員(以下「私服員」という。)の行なう敬礼は、制服警察官の脱帽時の敬礼に準ずる。(規則第30条)

イ 私服員が着帽しているときは、制服警察官の着帽時の敬礼に準ずる。

(3) 各個の敬礼を行なう場合

ア 上官に対する報告等の前後の敬礼

上官のもとに至るときは、停止した後敬礼を行ない、報告、申告をする場合または上官からの命令、指示等を受ける場合には、その前後に敬礼を行なう。

(規則第23条)

イ 相互の敬礼

相互の敬礼は、階級が明らかでないときも、先後を問わないで行なう。

ウ 2人以上の上官に対する敬礼

2人以上の上官に対する敬礼は、最上級者に対して行なう。(規則第7条)

上級の同一階級者が2名以上いるとき、または上級者ではあるが最上級者が

不明の場合は、その集団の最も手前の上官に行ない、これに対する答礼は敬礼を受けた上官のみが行なう。

エ 行進、歩行中の敬礼

(ア) 行進中の敬礼は、速あしで行なう。(規則第22条)

(イ) 廊下、道路等で歩行中の場合は、立ちどまらずに、そのままの歩調で敬礼を行なうことができる。

オ 乗車(船)勤務員等の敬礼

乗車(船)勤務中の敬礼は、そのままの姿勢で上体だけを正し、制服警察官は拳手注目、私服員は室内(15度)の敬礼を行なう。

カ 部隊に対する敬礼

部隊に対する敬礼は、指揮官に対して行なう。(規則第24条)

キ 公判廷等室内で着帽のままの勤務員の敬礼

公判廷、留置場等室内で着帽のまま勤務する者の敬礼は、室外の敬礼を行なう。(規則第4条)

ク 正規の方法によりがたい場合の敬礼

特別な状況で正規の方法によりがたい場合の敬礼は、目礼をもつて代えることができる。

(4) 敬礼を行なわない場合

ア 職務上随従するとき

職務上随従する者は、通常、敬礼を行なわない。職務上随従する者に対しても同様とする。(規則第11条)

イ 儀式に参列したとき

(ア) 儀式に参列したときは、その儀式において行なう敬礼のほか、敬礼を行なわない。(規則第9条)

(イ) 儀式に参列している者に対しては、敬礼を行なわない。

ウ 警衛、警護のとき

(ア) 警衛、警護に従事しているときは、通常、敬礼を行なわない。(規則第10条)

(イ) 警衛、警護に従事している者に対しては、敬礼を行なわない。

エ 押送、捜査等のとき

(ア) 押送、捜査等に従事している者は、通常、敬礼を行なわない。(規則第10条)

(イ) 押送、捜査等に従事している者に対しては、敬礼を行なわない

オ 車両運転、操船のとき

自動車等を運転中の者または船舶等を操縦している者は、敬礼を行なわない。

カ 警備実施のとき

警備実施中は、報告、命令、指示等(軽易なものを除く。)のときを除いて、通常、敬礼を行なわない。部隊も同様とする。

(5) 敬礼の省略

ア 同一室内で勤務する上官に対する敬礼

同一室内で勤務する上官に対しては、報告、命令、指示等(定例軽易なものを除く。)のとき、登退庁のとき、その他これらに類する場合を除き、その室内においては敬礼を省略することができる。

イ 室内で執務中の敬礼

室内で事務処理中、他の室、係等から来室した上官に対しては、巡視、命令、指示、報告等のとき以外は、敬礼を省略することができる。

ウ その他特別な場合の敬礼

次に掲げる場合は、敬礼を省略することができる。ただし、目礼等が可能なきときは、つとめてこれを行なうものとする。

(ア) 警らまたは交通の整理、指導取締り等に從事中で、職務上支障のあるとき。

(イ) 部外者と応接しているとき。

(ウ) 上官と会話中、その上官より下位の上官に対するとき。

(エ) 上官との距離が著しく離れているとき。

(オ) 混雑する車中、駅構内または雑踏の場所で敬礼をすることが困難なとき。

(カ) 廊下、中庭等で作業をしているとき。

(キ) 食堂、売店、理髪所、浴場その他敬礼をすることが、周囲の状況により適当でないとき。

(ク) 自転車に乗って走行しているとき。

(ケ) その他職務上または周囲の状況により敬礼することが、困難または不適當であるとき。

4 部隊の敬礼

(1) 行進間の敬礼

上官または部隊に対する行進間の部隊の敬礼は、速あしで行なう。ただし、状況により指揮官のみの敬礼をもつて代えることができる。(規則第32条)

(2) 上官に対する部隊の敬礼

上官に対する部隊の敬礼は、その指揮官より上級の者でなければこれを行なわない。(規則第33条)

(3) 制私服混合の部隊で私服員が着帽の場合

制私服員の混合部隊の場合に、私服員が着帽しているときは、そのまま制服員に準じて部隊の敬礼を行なう。

(4) 敬礼を行なわない場合

部隊の敬礼は、特に定める場合のほか、室内においては通常行なわない。(規則第36条)

5 その他の場合の敬礼

(1) 訓練(作業)中の敬礼

道場、中庭、屋上等で訓練(作業)中は、指揮者(指導者)または上級者(先任者)のみが敬礼を行なう。

(2) 講堂等における敬礼

ア 講堂または教場等に訓示者または教官等が来場したときは、在室者中の最上級者またはあらかじめ定められた者が「気を付け」の号令または「姿勢を正せ」の指示を下し、訓示者等が演壇または受礼の位置についたとき、「敬礼」の号令で一せいに敬礼を行ない、次に「休め」の号令で着席または「休め」の姿勢をとる。(規則第19条)

イ 訓示または授業が終わったときは、前アに準じて行なう。ただし、「休め」の号令は、訓示者等が室外に出た後または訓示者等から指示があつた後、下すものとする。(規則第19条)

6 旗手の敬礼

警視庁旗、總監旗、部長旗、大隊旗等の旗手が、旗を持つて行なう敬礼は、次の要領によるものとする。

- (1) 常時の持ち方は、旗ざおを前方約30度に傾けて右手で持つ。
- (2) 敬礼は、旗ざおを前方約60度に傾けて行なう。
- (3) 行進中の敬礼は、かしらを右(左)に向けないで、旗だけの敬礼を行なう。
- (4) 特に定めた場合は、左手で持つて行進することができる。

第3 辞令書、命令書等を受ける場合の礼式

1 室内

(1) 上官の室にはいる場合

上官の室(個室)にはいるときは、まず室外において、戸をたたいて許しを得たのち入室する。この場合、とびらが開いているときまたはとびらが無いとき(すだれ、カーテン等を使用している場合を含む。)は、室外において「はいります」と呼称して許しを得たのち入室し、室内の敬礼を行なう。また、退室の場合は、敬礼を行ない、右(左)に向きを換えたのち、後方の足から発進退室する。(規則第16条)

(2) 辞令書等を受ける場合

ア 辞令、賞状等を受け取るときは、授与者の前約3歩(授与者との間に机があるときは、机の手前から約3歩)の所で敬礼を行つた後、適宜の位置まで前進し、右手でこれを受け、左手を添えて引き寄せて見た後、左手で辞令、賞状等の底辺部を持つて、左腕と体側で挟むようにして収めると同時に右手と頭を直り、そのまま元の位置まで後退し、敬礼を行つた後退室する。この場合、賞状等を読み上げてから渡されるときは、読む前に適宜の位置まで前進すること。

イ 辞令書、賞状等を受け取る場合において、帽子を持つているときは、帽子を記章が前方を向くようにして左わきに挟み、前アの要領で受け取つた後、帽子を右手に持ち直す。

ウ 賞状等でその紙面の大きいものは、受けた後、右手を左手の方に寄せて文面を内に二つ折りにし、腕と体側ではさむようにして左手にささえて持つ。

エ 大きな賞品、副賞等を受けた場合は、両手で持つたままとする。

(3) 命令等を受ける場合

ア 上官から命令、指示等を受け、または報告、申告等をするときは、上官の席から約3歩の所で敬礼を行ない、状況により適宜前進してこれを受け、または報告、

申告等を行ない、終わつて旧の位置に復して敬礼し、退室する。(規則第18条)
ただし、定例軽易な場合は、適宜省略することができる。

イ 決裁を受けまたは書類の返還を求める場合は、報告、書類提出の後、適宜後退して待つ。

ウ 室内で勤務中、上官から命令(定例軽易なものを除く。)を受けるときは、起立してこれを受けなければならない。

(4) 2人以上で辞令書等を受ける場合

ア 多数人が同時に賞状、辞令書等を受ける場合は、その中の上級者、前任者が指揮をとり、整列したときの中央員が授与者の席から正面約3歩の所に位置するように整列し、指揮者の「敬礼」の号令で一せいに敬礼を行ない、順次、授与者の前に前進して受け取る。列中から受け取る位置に前進する場合、正面員はそのまま前進し、その他の左右列員は列中で度の浅い右(左)向けを行ない、後方の足から発進して受け取る位置まで直進し、授与者の前で授与者に正対して止まる。

イ 受け取った位置から列中にはいるときは、正面員はそのまま後退し、正面以外の者は度の深い右(左)向けをして列中にはいり、状況により回れ右または右(左)向けを行なう。

ウ 全員受領後指揮者の号令で敬礼を行ない、受け取るときの個々の敬礼は行なわない。

エ 立会列外者は、指揮者の号令に合わせ、最初と最後の敬礼を行なう。

(5) 室内にはいる場合の脱帽の時機

室内にはいるときは、職務の執行上支障ある場合のほか、室外で脱帽する。

(規則第13条)

2 室外

(1) 辞令書等を受ける場合

室外で辞令書、賞状等を受ける場合は、授与者の前約6歩の所で敬礼を行ない、辞令書、賞状等を受けるときは、室内の要領に準ずる。(規則第17条、第20条、第25条)

(2) 命令等を受ける場合

室外で上官から命令、指示等を受けまたは報告、申告等をする場合は、受礼者の前

約6歩の所で敬礼を行ない、状況により適宜前進してこれを受けまたは報告等を行ない、終わつてそのまま後退して、旧の位置に復して敬礼を行ない退去する。

(規則第20条、第26条)

(3) 2人以上で辞令書等を受ける場合

室外において2人以上で辞令書、賞状等を受ける場合は、授与者の前約6歩の所で敬礼を行なうほか、室内の要領に準ずる。

第4 国旗に対する礼式

国旗の掲揚、降下に際して、国旗に対する敬礼を行なうときは、次の要領によつて行なうものとする。

- 1 姿勢を正して国旗に対し、制服警察官は拳手注目、私服員は注目の敬礼を行なう。
- 2 部隊の場合は、指揮者の「国旗に注目」の号令によつて、指揮者および中隊長以上の幹部は拳手注目、列員は注目の敬礼を行なう。この場合の国旗に対する注目は、掲揚、降下の移動に従つて注目を続けるものとする。
- 3 儀式に参加した場合は、行事に従つて行なう。

第5 儀式における礼式

1 儀式の礼

儀式に参加したときの礼式は、その儀式に従つて行なう。(規則第9条)

2 優勝旗等の受け方、返還の要領

優勝旗、優勝杯等を受けるとき、またはこれを返還するとき、おおむね次の要領によつて行なう。

(1) 優勝旗の受け方

優勝旗を受けるときは、授与者の前約6歩(室内では約3歩)の所で敬礼を行ない適宜前進して、右手が上に左手を下方に、斜めになるように両手をやや伸ばして、渡される旗ざおの授与者の握っている部分のそれぞれの手の近くを握つて受け、そのままの姿勢で旧の位置に後退し、両ひじが体側につく程度に旗ざおを引き付けて敬礼する。

(2) 授与者

授与者は、あらかじめ、被授与者が右手を上左手を下にして受け取れるように、左手を上右手を下に、旗ざおが約45度に傾くように持つて渡す。

(3) 返還の方法

右手は旗ざおの旗の下結束部下方をほぼ肩の高さ付近に、左手は右手から肩幅くらい下方を旗ざおが体と斜めになるように、両ひじを軽く体側につけて持ち、受礼者の前約6歩（室内では約3歩）の所で敬礼した後、受礼者が右手を上にして受け取れるように持ちかえて適宜前進し、やや高めに差し上げるようにして渡し、旧の位置まで後退して敬礼を行なう。

(4) 優勝杯の受け方および返還の方法

優勝杯等を受けるときは、右手で杯の把〔は〕手または杯等の中央部を持ち、左手を下から添えるようにして受ける。

返還のときは、杯の表面を向こうに向けて（楯の場合もこれに準ずる。）受礼者が右手を上、左手を下にして受け取れるようにして渡す。

前後の敬礼等については、優勝旗の場合と同様とする。

3 宣誓書等を読むときの要領

宣誓書を読むときは、おおむね次の要領によつて行なう。なお、答辞、弔辞等の場合もこれに準ずる。

(1) 宣誓書等を左手で持ち、受礼者の前約6歩（室内では約3歩）の所で敬礼を行ない、

上腹部の前で、両手で宣誓書上書き（または封筒）から宣誓文を取り出し左手に持ち、右手で上書きを、字面を外側に向け、上書きの3分の2程度まで、第1ボタンの上方から内ふところに入れ（置台があるときは台上に置く。）宣誓文を両手でほぼ目の高さに上げて読み上げる。夏服の場合および上衣を着けていないときは、上書きは左手に持ったままとする。

読み終わつて宣誓文をたたみ左手に持ち、右手でふところの上書きを取り出して包み、両手で持ったまま適宜前進し、宣誓書を右に回わして逆にし、右手が宣誓書の中央部付近になるようにして持ち、左手を少し手前に添えて差し出し受礼者に渡して、旧の位置まで後退して敬礼する。

(2) 室内においては、帽子を左向きにはさんでから行ない、右手に帽子を持ちかえる時機は、宣誓書を受礼者に渡してから行なう。

- (3) 式場の状況あるいは式の内容等により、この定めによりがたい場合は、適宜実情に合わせ変更して行なうことができる。

4 神前、仏前の礼

儀式に参列の場合は、神前、仏前においては、室外であつても脱帽し、室内の敬礼または拝礼を行なう。

5 脱帽の時機と帽子の持ち方

- (1) 祭典に参列するときは、祭場に入場するとき脱帽する。
- (2) 脱帽していずに着席するときは、帽子の内側を下にして、右手で帽子のひさしを、左手で帽子の後下縁を、それぞれの手のおや指を内側に、他の指はそろえて軽く握るようにして持ち、両ひざの上に置く。

6 玉ぐしのささげ方

(1) 制服の場合

地鎮祭等における玉ぐしのささげ方は、おおむね次の要領によつて行なう。

なお、神式における告別式等の要領もこれに準ずる。

ア 帽子は右手に下げて自席から立ち、適当位置において、神官、祭主に一礼する。

イ 玉ぐしを受け取る位置に進み出て、帽子を左わきにはさむ。

ウ 玉ぐしを神官から受け取るか、あるいは自分で取る。

エ 右手で玉ぐしを上から、左手で葉先を下から受けて持ち、葉先は元より高めにささえる。

オ 神前に進み、玉ぐし机の手前1歩の位置で拝礼し、半歩前進する。

カ 玉ぐしを左手のひらの上で、右手で葉先を持ち、「の」の字を書くように右に回し、右手は葉先に添えて持ち、机の上に供える。

キ 半歩退いて帽子を持ちなおし、拝礼し、神官、祭主に一礼して自席にもどる。

ク 白手袋は着用したまま行なう。

(2) 私服の場合

私服の場合における玉ぐしのささげ方は、一般の要領による。

7 焼香のし方

(1) 制服の場合

仏式の告別式における焼香のし方は、おおむね次の要領によつて行なう。

- ア 帽子を右手に持ち、遺族、僧りよに一礼し霊前に進む。
- イ 焼香台の1歩手前で位はい、写真に注目し、拝礼して1歩進む。
- ウ 帽子を左わきにかかえ、おや指、人さし指、中指で香をつまみ、ちよつとおしいただいて香炉にくべる。焼香は通常3回これを繰り返すが、焼香者多数の場合等は1回だけでもよい。
- エ 焼香後帽子を右手に持ちなおし、1歩退いて拝礼する。
- オ 遺族、僧りよに一礼して自席にもどる。
- カ 白手袋は着用したまま行なう。

(2) 私服の場合

私服の場合における焼香のし方は、一般の要領による。

8 献花のし方

(1) 制服の場合

- ア 花を受け取る位置に進み出て、帽子を左わきにはさむ。
- イ 花を献花補助者から受け取るか、又は自分で取る。
- ウ 右手は手のひらを上に花を受けるように、左手は茎の上から添えるように持ち、霊前に進む。
- エ 献花台の1歩手前で御霊〔みたま〕に注目し、拝礼して半歩前進する。
- オ 花が手もとに、茎が霊前に向くように右に回し（時計の針の進む方向）左手のひらが上になるように持ち換え献花台にささげる。
- カ 献花後、帽子を右手に持ち直し、半歩退いて拝礼（黙とう）する。
- キ 白手袋は着用したまま行なう。

(2) 私服の場合

私服の場合における献花のし方は、一般の要領による。

(3) 献花補助者の動作

- ア 花が献花者の方（茎が自分の方）へ向くように机上に準備しておく。
- イ 献花者が机の前に進み出たら、左手は手のひらを上に花を受けるように、右手は茎の上から添えるように持ち、献花者に手渡す。
- ウ 白手袋は着用したまま行なう。

第6 その他の場合における礼式

1 自動車に乗降する場合

自動車に乗車するときは、上官を先にし、その左側に着席し、下車するときは上官をあとにする。(規則第28条)

2 乗船する場合

(1) 船舶のげんていを上るときは上官を先にし、降りるときは上官をあとにする。

(規則第29条)

(2) 短艇等に乗組むときは上官をあとにし、降りるときは上官を先にする。

(規則第29条)

3 エレベーターに乗降する場合

(1) 操作員がない場合

乗るときは上官を後にし、降りるときは上官を先にする。

(2) 操作員がいる場合

乗るときは上官を先にし、降りるときは上官を後にする。

4 上官に同行する場合

上官と同行するときは、1人のときはその左側または後方に、2人以上のときはその両側または後方につく(規則第27条)。ただし、誘導または上官が許可したときは、この限りでない。なお、階段を上がるときは、誘導の場合でも上官を先にする。

5 狭あいな場所の場合

狭あいな通路、廊下、階段等において上官に出会った場合は、立ち止まって敬礼をした後、その通過を容易にする。

6 呼称の要領

職員は、自己の氏名申告をし、または他の職員を呼称するときは、次の例によつて行なう。ただし、呼称の場合は、都合により氏を略しても差しつかえない。(規則第12条)

(1) 氏名申告 係長 警部、 係長 警部補、 係 巡査部長

(2) 呼称 係長、 警部、 主任、 部長

第7 留意事項

1 部外者にする配慮

警察礼式を実施するに当たっては、常に時、場所、周囲の状況等を考慮するなど、部外者に奇異・不快感を与えないよう配慮するものとする。

2 この実施要領に定めのない場合

この実施要領に定めのない礼式については、礼の本旨を基本として実施するものとする。